

第10回国立市男女平等推進市民委員会 議事要旨

1. 日時：平成29年7月25日（火） 18：00～20：00

2. 場所：国立市役所1階東臨時事務室

3. 出席者：委員10名 欠席なし

出席：越智委員、池田委員、五十嵐委員、至田委員、高橋委員、谷川委員、中島委員、宮原委員
ムン委員、吉井委員
事務局4名

4. 議事

- (1) 「(仮称) 国立市男女平等・男女共同参画推進条例」答申案の検討
- (2) 答申式について

5. 意見要旨

○事務局：初めに、答申書（案）をご覧ください。主な変更点として、前回委員会で決定した条例名称について、「女性と男性と多様な性」から「女性と男性及び多様な性」に変更した。また、用語の意味の「エンパワーメント」は国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画の巻末用語集の文言を基本に一部訂正をした形で提案をした。それから、本委員会の国立市男女平等推進市民委員会を条例に組み入れるにあたり、「審議会」の言葉の方が諮問、審議というチェック機能が分かりやすいことから、推進委員会ではなく審議会という名称を使ってはどうかと委員より意見があったので、あわせてご検討いただきたい。補足として、現時点でこの委員会も条例に設置根拠がある「審議会」の括りに入っており、条例制定後も「審議会」の括りであることに変わりはない。あくまで呼び名をどうするかということである。

○委員：条例の名称について、「及び」と「と」の違いは、女性、男性プラス多様な性に対して、女性、男性、多様な性を同じレベルで考えることの違いだと思う。「及び」のほうが、やわらかく感じるが、これから性的マイノリティの方も対等な立場で議論することを考えると、「と」でもいいように感じた。

○委員：「及び」になったほうが少しマイルドなので、こちらに賛成だ。

○委員：「及び」が入ったほうがやわらかい印象がある。女性を強く主張したいがために先に出しているのだろうが、タイトル以外の表記が男女平等の男女の順番になっているのが気になる。

○事務局：女性という言葉に先に位置づけた意図は、女性のエンパワーメント推進を市の重要施策とすべきであるとの考えからである。「男女平等」との語順の矛盾については、「女男平等」「男女平等」を比較して考えてこのままとした。

○委員：それでは、条例名称は「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」に決定したい。

○委員：次に、用語の意味「エンパワーメント」について検討したい。

○委員：改定案のほうがいい。以前の、抑圧されたその人の力を取り戻すという表現は少しネガティブな感じがする。

○委員：前の案のほうがずっと入った感じなので、そちらのほうがいいと思う。

○委員：変更前の後半の部分が気になると思うので、例えば「その人の本来持つ力を十分に発揮できるようにすること」などで終わるような形で、変更前と変更後の折衷案を提案したい。

○委員：本来の意味を大事にして、みんなが理解しやすい文面にしたほうがいいので、折衷案もいい。

○委員：変更前の後半部分にある、その人が持つ力を十分に発揮できる社会をつくりましょうという内容は、やはり入れたほうがいいのではないだろうか。

○委員：「発揮する」という表現でいいかもしれない。

○委員：「社会実現をするために自ら潜在的に備わっている力が発揮できる社会づくりを目指す」はどうか。

○委員：「意思決定の場」よりわかりやすいかもしれない。

○委員：意思決定の場に参画することと、学びの場や機会を与えられることが保障される環境があって、このような力がうまく解放されていくのだと思う。ただ意思決定の場だけ与えられて、決めなさいと言われても、やはりそれはエンパワメントではない。

○委員：国立市のほかの条例で「エンパワメント」を定義しているものはあるか。

○事務局：確認した限りでは無い。

○委員：前半は、機会を与えるというエンパワーで、後半は、その人がその機会において力を発揮できるように支援し、環境を整えることだと思う。

○委員：「支援と環境を整える」等のワードが出るといいのかもしれない。

○委員：2つに分けたほうがいいと思う。「参画できるようにすること。また、そのような場で力を発揮できるように支援し、環境を整えること」などはどうだろう。

○委員：意思を持つことは重要だが、意思がない人もいる。意思がないことも許されるのではないか。

○委員：幾らでも力を発揮しようと思えばできる人が「しない」という選択について、条例で扱う必要があるのか。むしろ意思を環境要因等で「持てない」ことに焦点をあてたほうがいいのでは。

○委員：本来はその人が本来持つ力を十分にではなく、その人らしく発揮できるよう支援することかもしれない。

○委員：その人らしくは、難しい。また、「十分でなく」がいいと思う。

○委員：「支援・環境」というのは変だろうか。

○委員：それでは、「個人として、あるいは社会集団としてあらゆるレベルの経済、政治、その他の意思決定の場に参画できるようにすること。また、その人が本来持つ力を発揮できるように支援し、環境を整えること。」に決定したい。

○委員：大変いいのではないだろうか。

○委員：これを委員会案として採用ということでもいいと考える。

○委員：基本理念の説明文に「特に女性等が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等のライフステージにおいて健康な生活を営むためには、結婚や出産等について自分らしい生き方を選択できるよう」と書かれており、間違ったことを言っているわけではないが、結婚、出産となったときにどうしても「する」という言葉が全面的に出てきているように思える。すると同時に「しない」という選択肢があることを明記していただきたい。

○事務局：結婚・出産について「しない」の文言を追加して訂正したい。

○委員：別の部分になるが、説明文に妊娠・出産期を書かなければいけないのだろうか。例えば、男性だったら何と書くのだろう。

○事務局：壮年期、青年期、成人期等の言葉があると思う。

○委員：全体として、女性のライフコースに妊娠・出産が入るだろうという前提の書き方になっている。

○委員：妊娠・出産期は別の言葉に置きかえて考えてみてもいい。

○委員：「思春期から高齢期」で言い切るのも一案だ。

○事務局：妊娠・出産を前提としないような文言に訂正したい。

○委員：また、基本理念の説明文に「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」を入れ、その上で文言はそのまま保存するという方がいいだろうか。よければそのように決定にしたい。

○委員：また別の指摘になるが、答申の説明文に「母子家庭」と記した箇所があるが、この書き方でよいか。

○委員：母子家庭という言葉は子どもがいる前提になってしまうのではないか。

○事務局：「母子家庭の貧困」を変えて「女性の貧困」などはどうだろう。

○委員：女性、特に母子家庭が困難な状態にあることを述べたいが、母子家庭と書くことによって、女性の貧困が母子家庭だけの課題になってしまうのかもしれない。

○委員：例えば「また、男女の収入格差は依然として存在しており、特に母子家庭の貧困の問題等には継続して対応していく必要があることから、」等はどうか。

○委員：特に母子家庭とすることで、単身の女性の問題も暗に示されることになりそうだ。

○委員：「特に」を加えた今の修正案がいいと思う。

○委員：審議会の名称についてはどのようにするといいか。

○委員：名称の問題だけだろうか。

○事務局：この国立市男女平等推進市民委員会は、昭和 61 年発足時から代々「市民委員会」を名乗ってきた経緯があり、名称を審議会に変えれば大きな変更になる。この条例が制定されることによって「国立市男女平等推進市民委員会常例」は廃止となる。

○委員：市民委員会という名前であることにより、市民が尊重されている印象を受ける。その部分を大事にしたほうがいいので、市民委員会のままでいいのではないだろうか。

○事務局：委員会の構成をみると、市民委員が委員の半数占めていることが、これまで連綿と積み上げられてきた動かしがたい事実だと思う。市の付属機関で他に市民委員会という名称を使っているものは無いため、これは残すべきではないか。

○委員：他市では審議会が多い。審議員が審議するチェック機能になると思うので、やはり審議会がいいと思う。

○委員：市民委員会は今後も継続する。このままの体制でしっかりチェック機能を発揮して、必要があれば委員会における次の議題として再度検討すればいいのではないだろうか。

○委員：それでは、このままの市民委員会の名称とする。また、チェック機能が働くよう、市民として頑張って意見を言う委員会にしていくことしたい。